

TEAM BLUETAG 2ARM DRIVE 会員規約

第1章 総則

第1条

TEAM BLUETAG 2ARM DRIVE（以下、「2AD」といいます。）は、車いす陸上競技のプロフェッショナルチームとして、パラリンピックの金メダル獲得を目指すとともに、日本のパラスポーツの普及および振興を図ることにより、国民の心身の健全な発達に寄与すること、ユニバーサル社会の実現に貢献することを目的とします。

第2条

前項の目的を達成するために、2ADは個人、法人および団体を対象として、個人サポート会員、法人サポート会員、物品サポート会員を募り、会員組織を構成します。

第3条

会員とは2ADの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本会員制度への入会を申し込み、最終的に2ADメンバー全員が入会を承認したものを会員とします。

第2章 会員資格・会費

第4条

会員は、次の3種とします。

①法人サポート会員

2ADの目的に賛同し、会員規約を承認の上入会し、2ADの活動を推進協力する法人、団体。
別途記載の会員特典あり。

②物品サポート会員

2ADの目的に賛同し、会員規約を承認の上入会し、2ADの活動を推進協力する法人、団体。
別途記載の会員特典あり。

③個人サポート会員

2ADの目的に賛同し、会員規約に同意のうえ入会し、2ADの活動を推進する個人。
別途記載の会員特典あり。

第5条

入会希望者は、2ADの活動目的に賛同し、申し込みを行い2ADメンバー全員の承認を得て会員となるものとします。

第6条

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、我々は入会を承認しない場合があります。

- ・入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- ・過去に我々から会員資格を取り消されたことがある場合
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合

・その他、我々が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第 7 条

各会員の会費は以下の通りとします。

入会金：なし

年会費：法人サポート会員 240,000 円

個人サポート会員 12,000 円

物品サポート会員 会費ではなく提供品にて支援（但し、提供品が競合しないよう法人、団体を選別する）

第 8 条

法人会員の会費については、会員契約後、下記の金融機関に振り込むものとします。

なお振込手数料は会員のご負担とします。

【銀行名】 ゆうちょ銀行

【店名】 七四八

【店番】 748

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 270399

【口座名義】 チーム ブルータグ 2ARM DRIVE

第 9 条

個人会員の会費については、会員申込後、下記の金融機関に振り込むものとします。

なお振込手数料は会員のご負担とします。

【銀行名】 ゆうちょ銀行

【店名】 七四八

【店番】 748

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 270399

【口座名義】 チーム ブルータグ 2ARM DRIVE

第 10 条

本規約に基づく会員契約期間は、年会費入金日の翌月 1 日から 1 年間とします。

物品提供会員に関しては年 1 回以上の支援を原則とします。

第 11 条

納入済みの年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しません。

第 12 条

会員は、その名称、住所、連絡先等、我々への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続きを行うものとします。会員が変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、2AD はその責任を一切負いません。

第 13 条

2AD は、会員が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

・ 2AD の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、2AD メンバー全員が認めた場

合

- ・会費の支払いが支払日より3ヵ月以上遅滞した場合
- ・法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ・本規約に違反した場合
- ・本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
- ・その他、我々が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第3章 会員特典

第14条

法人サポート会員、物品サポート会員特典は以下のものとします。

- ①メンバーによる講演・イベント出演（年1回）
- ②レース結果報告（月1回）
- ③ホームページへのバナー掲載
- ④チームウェアへ企業ロゴ貼り付け（ワッペン作成可能な企業/団体様のみ）
- ⑤法人サポーターページにてご紹介（匿名可）
- ⑥TEAM BLUETAG 2ARM DRIVE ロゴ・バナーデータ提供

第15条

個人サポート会員の会員特典は以下のものとします。

- ①チームオリジナルグッズ進呈
- ②個人サポーターページにて名前の掲載（匿名可）
- ③TEAM BLUETAG 2ARM DRIVE バナーデータ提供

第4章 プライバシーポリシー

第16条（プライバシー情報）

プライバシー情報のうち「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指します。

第17条（個人情報を収集・利用する目的）

2ADが個人情報を収集・利用する目的は、以下のとおりです。

- (1) 会員様へのお知らせや連絡をするためにメールアドレスを利用する場合や必要に応じて連絡したりするため、氏名や住所などの連絡先情報を利用する目的
- (2) 会員様の本人確認を行うために、氏名、住所、電話番号、などの情報を利用する目的
- (3) 第三者に損害を発生させたりするなど、利用規約に違反した会員様や、不正・不当な目的で会員特典を利用しようとする会員様の利用をお断りするために、利用態様、氏名や住所など個人を特定するための情報を利用する目的
- (4) 上記の利用目的に付随する目的

第18条（個人情報の第三者提供）

2ADは、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ会員様の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 19 条 (個人情報の開示)

2AD は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 2AD の活動に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他法令に違反することとなる場合

第 20 条 (個人情報の訂正および削除)

会員様は、2AD の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合には、2AD が定める手続きにより、2AD に対して個人情報の訂正または削除を請求することができます。

2AD は、会員様から前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の訂正または削除を行い、これを会員様に通知します。

第 21 条 (個人情報の利用停止等)

2AD は、本人から、個人情報が、利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去（以下、「利用停止等」といいます。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の利用停止等を行い、その旨本人に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合は、この代替策を講じます。

第 22 条 (プライバシーポリシーの変更)

本ポリシーの内容は、会員様に通知することなく、変更することができるものとします。

2AD が別途定める場合を除いて、変更後のプライバシーポリシーは、本ウェブサイトに掲載したときから効力を生じるものとします。

第 23 条 (お問い合わせ窓口)

プライバシーポリシーに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

E メールアドレス : 2AD@bluetag.jp

第 5 章 著作権

第 24 条

特典によって提供される情報の著作権は 2AD に帰属します。

特典によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版する場合、その他いかなる方法で発信する場合においても、2AD メンバー全員の承認を得るものとします。

第6章 免責および損害賠償

第25条

会員は、2ADの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、2ADは一切責任を負わないものとします。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。